住所　兵庫県加古川市米田町平津44番地
　朴聖吉　昭和30年７月２日生
　朴美香　昭和57年９月７日生
　朴里香　昭和59年６月15日生
住所　兵庫県姫路市野里東町４番３号
　朴春吉　昭和33年５月20日生
住所　兵庫県高砂市高砂町木曽町２番24号
　金泰順　昭和12年11月15日生
住所　和歌山市松島257番地15
　ヤシェル・アン・ボーテ・スズキ　昭和62年２月３日生
住所　岡山市北区今岡244番地
　金龍二　昭和48年２月17日生
住所　大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ42―304号
　姜陽子　昭和49年２月16日生
住所　大阪府和泉市弥生町１丁目１番４―504号
　姜幸江　昭和57年３月29日生
住所　堺市西区浜寺石津町中３丁３番17号
　姜大基　昭和51年７月27日生
住所　大阪市生野区田島１丁目15番６―２号
　康敞博　昭和50年12月１日生
住所　大阪市住吉区長居東３丁目11番23号
　王嬌　昭和56年11月11日生
　王萌　平成21年１月１日生
住所　大阪市東成区大今里１丁目24番８号
　尹靖浩　昭和52年６月10日生
住所　大阪府東大阪市俊徳町４丁目８番５号
　柳珠貴　昭和56年９月６日生
住所　大阪府大東市新田北町１番36号
　韓昌秀　昭和55年１月24日生
住所　大阪府枚方市中宮北町17番４―103号
　梁由起　昭和60年11月27日生
住所　大阪府東大阪市俊徳町５丁目９番２号
　朴博史　昭和56年６月27日生
住所　大阪府東大阪市吉原２丁目３番31―303号
　姜同樹　昭和54年３月５日生
住所　大阪府豊中市大黒町１丁目５番３号
　曹新玲　昭和58年７月３日生
住所　大阪市天王寺区大道１丁目２番34号
　姜京子　昭和20年11月14日生
住所　埼玉県川口市西青木２丁目４番41―112号
　モハメド・イクバル・ホサイン・ブイヤン　昭和52年12月31日生
住所　さいたま市南区大谷場２丁目９番５号
　史驥　昭和63年４月８日生
住所　さいたま市南区辻７丁目４番４―302号
　黄暁莉　昭和34年10月22日生
住所　埼玉県三郷市彦成４丁目６番９―202号
　範媛華　昭和49年５月12日生
　範貝里　平成21年３月３日生
住所　愛知県岡崎市大西３丁目19番地20
　張金煥　昭和46年１月13日生
住所　京都府向日市寺戸町修理式33番地３
　都周男　昭和17年１月14日生
　鄭春子　昭和23年７月22日生
住所　京都市左京区下鴨松ノ木町43番地３
　王軍　昭和43年８月18日生
住所　東京都新宿区市谷仲之町２番40―507号
　趙香園　昭和58年３月８日生
住所　東京都新宿区四谷４丁目29番地
　洪文晟　昭和54年６月４日生
住所　東京都世田谷区深沢５丁目19番２号
　金聖子　昭和53年９月26日生
住所　栃木県足利市田中町615番地
　朴勝一　昭和37年８月７日生
　金睦女　昭和40年12月１日生
　朴真里　平成５年４月24日生
　朴里紗　平成10年３月20日生
住所　東京都杉並区成田東４丁目14番28号
　尹優貴　昭和62年７月15日生
住所　福井県敦賀市沓見59号３番地４
　平口眞美　昭和49年８月12日生
　鄭恭澤　平成９年12月10日生
住所　三重県桑名市大字五反田1609番地５
　林玉顗　昭和47年９月17日生
　林永吉　昭和50年５月13日生
住所　三重県桑名市駅元町13番地２
　金貴美　昭和49年４月14日生
住所　三重県四日市市西松本町２番８―1007号
　李永詰　昭和46年６月２日生
住所　三重県四日市市天カ須賀４丁目６番25号
　金利彦　昭和39年６月23日生
　金千春　昭和47年８月13日生
住所　奈良県生駒市上畑新町４番20号
　成健一　昭和26年２月16日生
　朴培子　昭和15年７月30日生
住所　奈良県吉野郡吉野町大字樫尾149番地
　姜甲順　昭和15年９月13日生
住所　奈良市神功６丁目３番地
　韓好美　昭和38年８月８日生
住所　東京都豊島区南大塚３丁目６番９―201号
　アブドゥル・ラーマン　昭和53年12月12日生
住所　東京都港区芝浦３丁目11番１号
　金英雄　昭和28年７月25日生
住所　東京都杉並区下井草３丁目２番１号
　朴紗耶　昭和55年９月６日生
住所　東京都練馬区春日町３丁目９番13号
　朴未那　昭和58年９月17日生
住所　埼玉県越谷市蒲生２丁目４番60号
　鄭倫弘　昭和60年10月２日生

○外務省告示第三百十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年九月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年九月二十日　　外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年９月３日	2012年４月５日	ＴＫ6834810

○財務省・農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰

一中「年一分一厘」を「年一分二厘」に、「年一分二厘五毛」を「年一分三厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

農業信用保証保険法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰